

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
経過措置に関する政令案の概要

令和 8 年 7 月
農林水産省農産局企画課

I. 趣旨

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 55 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項において、米穀等取扱事業者による届出に関する準備行為を規定し、改正法の施行の日の六月前（令和 8 年 10 月 1 日を予定）又は改正法の公布の日（令和 8 年 7 月 15 日）のいずれか遅い日から届出を受け付けることができるとしている。

この際、同条第 2 項において、米穀を原材料とする酒類の製造の事業に係る事項については、財務大臣及び農林水産大臣を主務大臣とした上で、同条第 3 項において、当該事項に係る財務大臣の権限は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができることとしている。

本政令案は、当該財務大臣の権限について、所要の委任規定を設けるものである。

II. 概要

改正法附則第 2 条第 2 項の規定による財務大臣の権限は、国税庁長官に委任することとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げないこととする。また、国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができることとする。（第 1 項及び第 2 項関係）

III. 施行日

公布の日